

仕 様 書

1. 業 務 名 課金方式による検査試薬・消耗品の調達業務
2. 履 行 場 所 堺市立総合医療センター（臨床検査技術科）
3. 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
4. 支 払 方 法 検査項目ごとに設定した課金単価に、適正な結果が得られた検査件数（精度管理や再検査を除く）を乗じた費用を支払う「課金方式」とする。この費用には、精度管理、再検査、各種消耗品に係る費用を含む。
5. 検 査 項 目 別表1「検査項目一覧」のとおり
6. 調 達 品 目 別表2「検査試薬・消耗品供給一覧」

7. 業 務 内 容

以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」とする。

(1) 検査試薬・消耗品の納品

- ① 乙は、甲の発注に応じ、別表2の検査試薬・消耗品（精度管理試料・校正試料等）を履行場所に納品する。
- ② 乙は、受発注管理及び在庫管理が行うことができるシステムを導入する。なお、導入に係る費用は乙が負担し、甲の求めに応じ、受発注及び在庫にかかるデータを甲に提出する。

(2) 検査試薬・消耗品の変更

- ① 甲及び乙が、契約期間中に、別表2の検査試薬・消耗品を変更する場合は、乙は、基準値等の変更が生じないように配慮し、甲乙双方で協議し決定する。
- ② 原則、検査試薬等の変更は、課金単価の範囲内で行うものとする。

(3) 請求価格の決定

甲は、履行場所に設置する臨床検査情報システム「CLINILAN GL3/MB3（株式会社エイアンドティー）」から出力する請求情報データを、毎月、乙に提供する。乙は、本データから検査実績を算出し、請求価格を決定する。検査実績に疑義が生じた場合、甲は、乙に集計結果を証明する資料の提出を求めることができる。

(4) 検査項目の追加

契約期間中に新たに、別表1に検査項目に追加する場合、乙は甲に検査項目の単価を提示し、甲乙双方で協議し、検査項目の追加を決定する。

(5) 個人情報の取り扱い

乙は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守する。

(6) その他

この仕様書に定めなき事項については、双方で協議の上、定めるものとする。